

提 言 書

大船渡市長

戸 田 公 明 殿

大船渡市議会

趣 旨

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会では、大船渡市での感染症に係る総合的・個別的な調査・研究を行った結果、別紙のとおり第1次の提言を行うことに決定いたしました。

つきましては、感染症の拡大防止及び市民生活や地域経済の活性化に向けて、速やかな対応を進められるよう提言いたします。

令和2年11月26日

大船渡市議会議長 渕上清

第1次提言事項

総務部会

- 1 感染症対策下での避難のあり方・避難所の運営について

教育福祉部会

- 1 感染予防対策・医療体制について
- 2 保育・教育支援関係について
- 3 経済対策・生活支援について
- 4 その他

産業建設部会

- 1 地域経済と雇用を守ることについて

総務部会

1 感染症対策下での避難のあり方・避難所の運営について

(1) 分散避難への対応策について

- ① 指定避難所のほか、友人や親戚等に分散避難することも想定されることから、洪水や土砂災害等のハザードマップを早期に作成し、市民に危険区域を分かりやすく周知することや、避難すべき人の特定などに活用すること。
- ② 指定避難所への距離があるなど、避難行動に支障をきたす可能性があることから、高齢化社会に対応した現実的な避難方法を検討する必要がある。したがって、高齢者等の避難に困難が伴う場合には、二次避難所の指定や垂直避難を周知するとともに、最寄りの高層建築物への柔軟な避難を検討すること。

(2) 事前避難の周知について（危険な夜間や豪雨の際には自宅避難も）

- ① 洪水や土砂災害等には、夜間や豪雨時に避難行動を迫られないよう事前の避難行動を促す必要がある。したがって、避難情報を確実に伝達する体制の構築と事前避難の必要性について周知すること。
- ② 気象庁が発表し自主避難の目安とする土砂災害特別警報や、自治体が発表する避難指示などの情報に基づいて個々の事前避難につながるよう、「避難自己判断シート」を作成すること。
- ③ 事前避難を見据え、一人暮らしの高齢者等自己避難が困難な方々への対応には人手を要することから、地域での連携体制の構築を促

すとともにその把握に努めること。

(3) 避難所の「密」対策について

- ① 洪水や土砂災害等の避難先である指定避難所及び二次避難所は、新型コロナウイルスの影響により、収容人数に限りが発生する可能性がある。したがって、地域公民館や民間施設などへの分散避難を行うためにも、計画的に手指消毒剤や非接触型体温計等の資材を整備すること。
- ② 指定避難所や二次避難所は、可能な限り国や県の指針に沿ったゾーニングを行い、密にならないようにすること。また、パーテーションやダンボールベッド等の資機材について、計画的な整備に努めること。
- ③ 避難所において、受付事務が増加する恐れがあることから（検温や体調ヒヤリング等）、予め密にならない待機場所の確保や受付事務作業の軽減策を検討すること。
- ④ 分散避難や収容人数、3密防止の観点により、自主避難や車中泊が考えられることから、キャンプ場やコテージ、道の駅、市有地等を活用し、車中泊に対応できる整備を進めるとともに、避難所マップ上に表示し周知すること。
- ⑤ 必要に応じて、学校統合等により使用されていない公共施設を避難場所として活用すること。

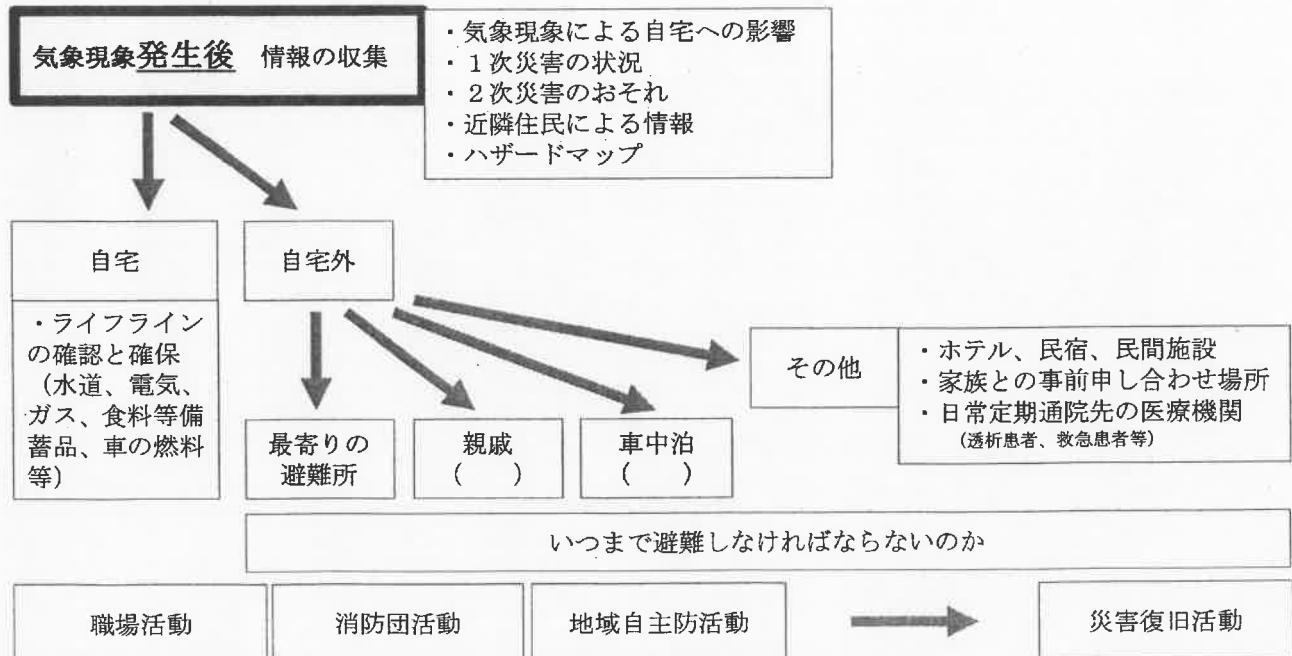
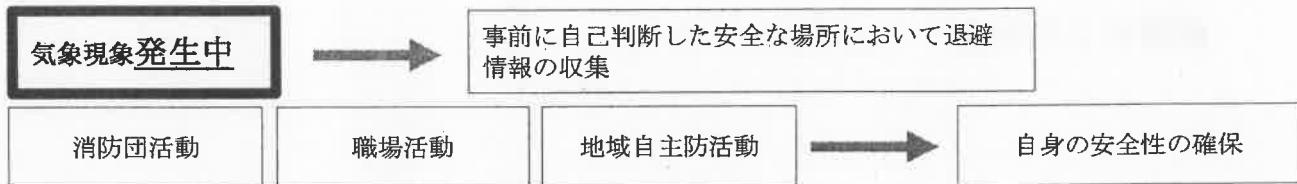
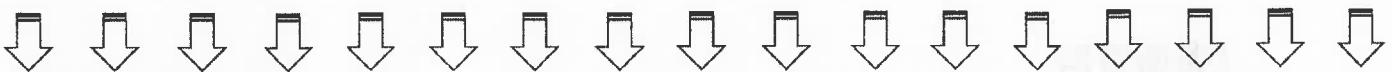
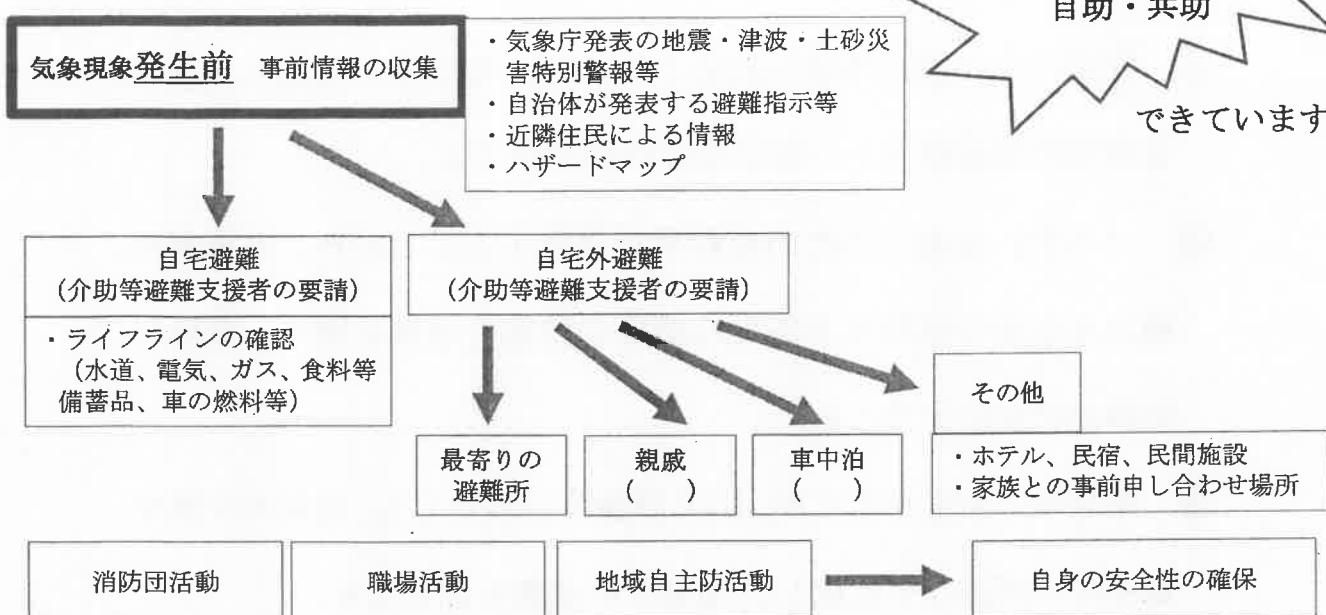
(4) 地域との連携について

- ① 緊急時の不測の事態に対応するため、地区本部と市役所職員、各地域防災組織等との緊密な連携を図ること。
- ② 「3密」を避けるため避難所が分散することから、対策本部、地区本部及び地域自主防災組織等の緊密な連携を図り、資機材等の調達に対応すること。
- ③ 緊急時に対応するため、防災訓練等においても、情報の交換や、資機材の調達などに関し、地域との連携を図ること。

(裏面資料)

避難自己判断シート（イメージ）

避難自己判断シート（イメージ）



教育福祉部会

1 感染予防対策・医療体制について

- (1) PCR検査体制の充実を図り、医療・介護従事者及び市民へ必要に応じて検査を実施すること。
- (2) 市役所本庁舎の出入り口に設置しているサーモグラフィーカメラを活用し、高熱者等への適切な対応を図ること。
- (3) 市内の公共施設へ非接触型体温計を配付すること。

2 保育・教育支援関係について

- (1) 児童生徒への1人1台タブレット端末配備及び校内ネットワーク環境を早期に整備し、併せて、教員の負担軽減を図るため、ICT利活用支援員等を配置し、教育環境のICT化への体制づくりを構築すること。
- (2) 放課後児童クラブにおいては、3密を回避するための一定のスペースを確保することが困難な状況にあることから、隣接する学校施設の空き教室等の利用を可能とすること。

3 経済対策・生活支援について

- (1) 特別定額給付金の基準日（4月27日）以後に生まれ、給付金支給対象とならなかった新生児がいる世帯に対して一律10万円を支給し、子育て世帯の負担軽減を図ること。
- (2) 大学及び専門学校等に通学する当市出身の生徒・学生について、必要に応じて経済的支援を図ること。

- (3) 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象に、弁当の配食サービスを実施するとともに、コロナ禍で家に閉じこもりがちな高齢者の見守りを実施すること。

4 その他

- (1) 未来かなえネットを活用し、医療機関及び薬局、介護施設間で新型コロナウイルス感染症情報等の共有を図ること。
- (2) 感染症対応に係る国・県のガイドラインを受け、感染状況に合わせて対応マニュアル等を隨時更新すること。
- (3) 感染者や医療従事者、その家族等が不当な差別や中傷される事態が起きないよう市民の人権を守ること。

さらに、小中学校等においては、新型コロナウイルス感染症について啓発強化を図ること。

産業建設部会

1 地域経済と雇用を守ることについて

- (1) 令和2年9月に配布を開始した当市のふるさと振興券は、コロナ禍で減退した市内の消費を喚起し、飲食、小売、サービス業の売上回復に寄与していると評価できることから、今後の市内経済の動向を踏まえつつ本振興券の追加発行について検討するとともに、新規学卒者、U・I・Jターン者就職奨励金についても交付額の1人当たり10万円への引き上げについて検討すること。
- (2) 感染症の影響が長期化しつつある現況を踏まえると、今後は事業者の規模や業種に応じた支援も重要になると想定されることから、既存の融資制度活用に加えて、新たな融資制度創設についても事業者の資金繰り需要を見定めながら検討すること。
- (3) 雇用調整助成金の支給対象とならない、又は支給要件を満たすことが難しい事業者が実施する雇用維持の取組に要する費用への補助について検討すること。
- (4) 市発注工事の請負業者で感染が発生した際の対応策として、工事休止や休業を求める基準や期間、範囲などを具体的に検討の上、事業者に周知し連携を図ること。
- (5) 当市は平成27年に大船渡市ふるさとテレワークセンターを設置し、首都圏IT企業や移住者の誘致、地域IT人材の育成などに取り組んできたが、今後は市内企業のIT人材育成についても同センターと連携して支援を一層強化するとともに、設備投資に要する資金についても、

国県市等が実施する支援制度の周知と企業ごとの課題に応じた相談対応に努めること。